

## 京都市告示第331号

車両制限令第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり指定します。

令和8年9月1日

京都市長 松井孝治

### 1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類                  市          道

| 路 線 名    | 区                  間                    |
|----------|-----------------------------------------|
| 吉祥院経26号線 | 南区吉祥院長田町530番地地先から<br>同区吉祥院池田町24番地の1地先まで |
| 吉祥院経61号線 | 南区吉祥院嶋野間詰町23番地地先から<br>同区吉祥院長田町530番地地先まで |
| 上鳥羽緯65号線 | 南区吉祥院長田町537番地地先から<br>同区上鳥羽山ノ本町232番地まで   |

### 2 指定する期日          令和8年9月1日

### 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

#### (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

#### (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

（建設局土木管理部道路明示課）